

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 六月二十六日

東北厚生局長

辺見 聰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しもやま歯科医院	山形市大字青柳字北柳一五六九番地三	令和七年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は
第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つた
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 六月 二十六日

東北厚生局長

辺見 聰

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

高瀬薬局

山形市大字下東山四三一三一一

令和七年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十六日

東北厚生局長

辺見 聰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ鶴岡南店	鶴岡市文園町五一一〇	
		令和七年六月一日